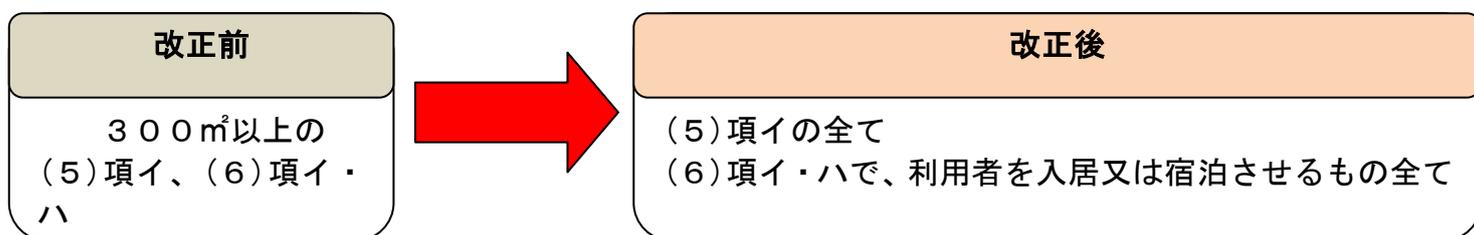


# 自動火災報知設備の設置基準が改正されます！

平成 24 年 5 月 13 日広島県福山市のホテル火災、平成 25 年 2 月 8 日長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム、平成 25 年 10 月 11 日福岡県福岡市の診療所火災が発生しました。これらの火災を踏まえ、自動火災報知設備の設置基準が見直されました。

## 【設置基準の見直し】

小規模なホテル・旅館（5 項イ）、病院・診療所（6 項イ）、社会福祉施設等（6 項ハ）で就寝の用に供する居室を持つものに対して、現在延べ面積 300 m<sup>2</sup>以上のものに設置が義務付けられている自動火災報知設備について、延べ面積に関わらず設置することが義務付けられました。



300m<sup>2</sup>未満の施設は、特定小規模用自動火災報知設備も設置できます。



(5)項イ、(6)項イ・ハとは

(5)項イ	旅館、ホテル、宿泊所、その他これらに類するもの
(6)項イ	病院、診療所、助産所
(6)項ハ	老人デイサービスセンター、保育所、通所障害者福祉施設等

## 【改正法令の施行日について】

改正法令は平成 27 年 4 月 1 日に施行されます。ただし、既存施設（新築、改築工事中含む）については、平成 30 年 3 月 31 日まで経過措置が設けられています。

## お問い合わせ先

消防局予防課	TEL0742-35-1192	中央消防署	TEL0742-22-7051
南消防署	TEL0742-35-1149	西消防署	TEL0742-45-7621
北消防署	TEL0742-71-9119	東消防署	TEL0743-82-0513